

枚方市立山之上小学校
いじめ防止基本方針

令和 3 年 度

はじめに

いじめは、子どもの心と体に、また、その成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、決して許される行為ではありません。

このたび、山之上小学校は、いじめのない学校の実現をめざすために、市・家庭・地域と連携し、いじめの未然防止を最優先課題として取り組むための「いじめ防止基本方針」を策定するものです。

本校は、「枚方市いじめ防止基本方針」「山之上小学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの克服に取り組み、すべての教育活動において、子どもたちの安心・安全を確保し、いじめや体罰のない学校づくりを一層進めてまいります。

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「児童が互いにつながり合い、支え合い、高め合う学級集団・生活集団の育成」を教育目標に、ともに学びともに生きる人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ・不登校防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導担当者、各学年主任、養護教諭、
人権教育担当者 いじめ・不登校防止担当者 心の教室相談員

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

	児童・保護者	学 校
通年	心の教室相談 あいさつ運動 栽培活動 委員会活動・クラブ活動	心の教室相談/登校指導/通信の発行 (学校・学年・学級・給食・保健等)/ 四中学園各部会/地域会合等への出席 校内研修/人権支援生指に関する情報共有の会
4月	入学式、対面式 児童・保護者に相談窓口周知 学級懇談会(担任保護者顔合わせ)	第1回いじめ防止対策委員会 学級懇談会
5月	家庭訪問 校外学習 日曜参観・教育課程説明会	「学校の手引き」「家庭学習の手引き」発行 人権支援生指全体会 学校いじめ防止基本方針説明(保護者) 公開授業(保護者・地域)
6月	オープンスクール 生指アンケート実施 土曜授業 (学校安全と感謝の日、引き渡し訓練)	アンケート集約と対応 プール教室
7月	個人懇談会	
8・9月	ペア学年交流会 5年キャンプ	
10月	運動会 校外学習 6年修学旅行	第2回いじめ防止対策委員会
11月	オープンスクール「心の教育の日」 児童会まつり 生指アンケート実施	「道徳」全学級公開 アンケート集約と対応
12月	マラソン週間 個人懇談会	
1月	生指アンケート実施	
2月	保育園児との交流	
3月	6年生を送る会 卒業証書授与式	第3回いじめ防止対策委員会 アンケート集約と対応

※「道徳教育」「人権教育」「総合的な学習の時間」「特別活動」を中心に自尊感情を高め、いじめを許さない態度を育成する。

※「山之上小いじめ対応マニュアル」(別紙)に取り組み、いじめを起こさない学校づくりをめざし、いじめが認知された場合は、早期発見・早期対応を組織的に行う。

5 取組状況の把握と検証 (PDCA)

いじめ不登校防止委員会は、(各学期など)年3回、(検討会議を)開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた山之上小学校いじめ防止基本方針や計画の見直しなどを行う。

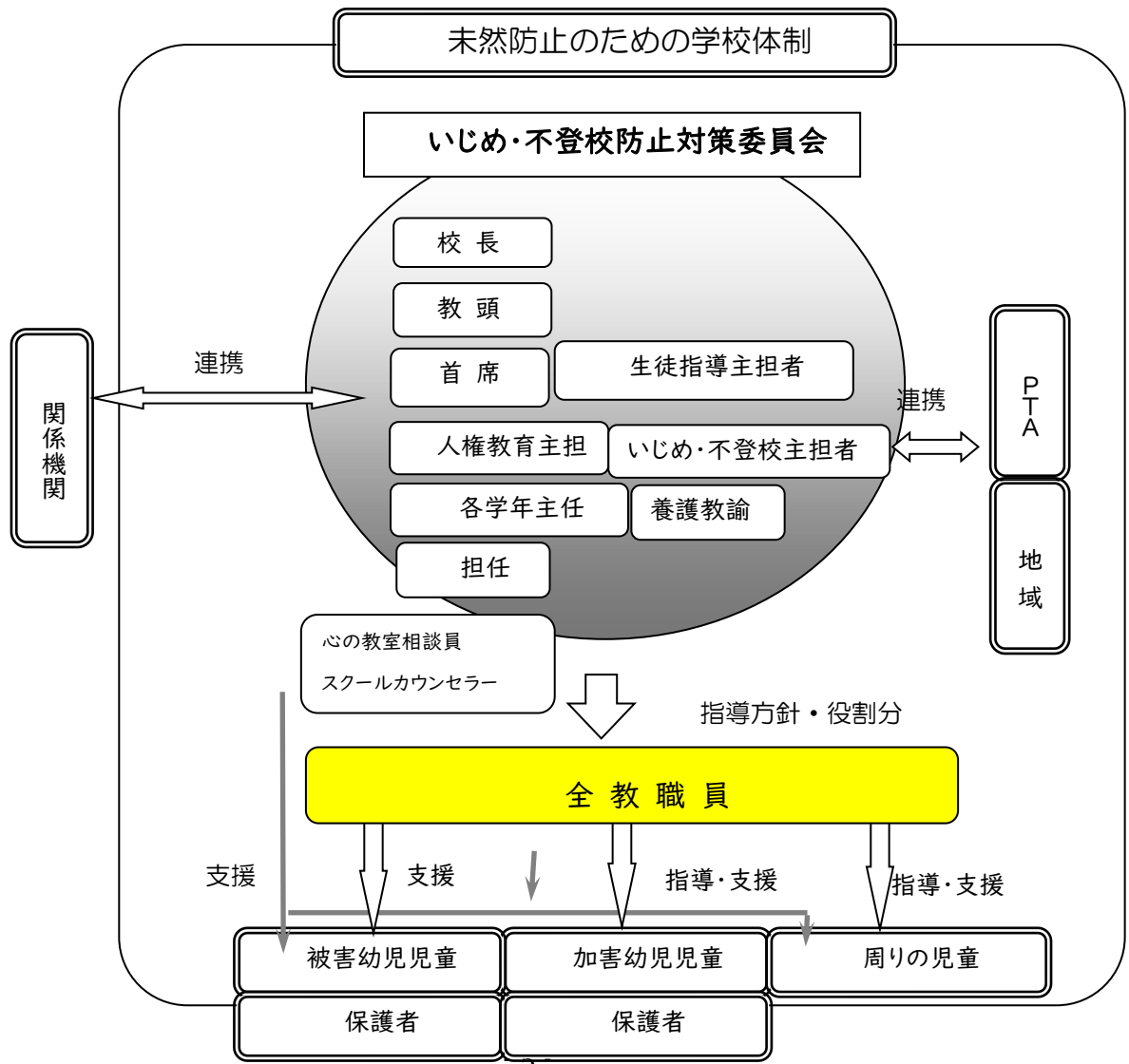
第2章 いじめを起こさない学校づくり(いじめ問題がないときの指導が大切)

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

未然防止のための学校体制



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、年間を通して研修の場を設定したり、日常的に情報交換をしたりする。
児童に対しては、「道徳の時間」を中心に、いじめ防止につながる教材を使って授業を行い、いじめを許さない心情や態度を育てる。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、すべての教育活動を通して「人権教育」「道徳教育」を計画的に実施する。
- (3) 分かりやすい授業づくりを進めるために授業改善のための研究授業・協議会を実施する。
児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、授業や生活のきまりを守る意識を育てる。
いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意をする。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、指導上の「認める」「ほめる」を全教育活動で行う。

第3章 「いじめは絶対許されない」のもと。早期発見・早期対応をめざす

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができない場合が多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

そのために

- ・児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないこと。
- ・教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有すること。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、学期に1回のアンケートを実施する。
定期的な教育相談としては、心の教室相談員が行う。
日常の観察としては、担任・学年・学校全体で行う。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、必要に応じてケース会議等を行う。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる相談窓口を設置する。
- (4) 学校だよりや掲示することで、相談体制を広く周知する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて慎重にする。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ・不登校防止委員会が中心となって対応する。状況に応じて、心の教室相談員の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、心の教室相談員やスクールカウンセラーとも連携する。

運動会や児童会祭、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ・不登校防止対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、情報教育を通して、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 いじめ防止や対応についての連携

1. 教育委員会や市長が設置する下記の組織と連携する

(1)枚方市いじめ問題対策連絡協議会

(2)枚方市学校いじめ対策協議会

(3)枚方市いじめ問題再調査委員会

2. 相談機関「いじめかなと思ったら…」

(1)枚方市立山之上小学校

050-7102-9068

(2)枚方市子どもの笑顔を守るコール(いじめ専用ホットライン)

072-809-7867

月～金の9時～17時(祝日・年末年始を除く)

(3)枚方市子どもの育ち見守りセンター(となとな)

050-7102-3221

月～金の9時～17時30分(祝日・年末年始を除く)

(4)大阪府中央子ども家庭センター

072-828-0161

月～金の9時～17時30分(祝日・年末年始を除く)

(5)大阪府すこやか教育相談24

0570-078310

年中無休 24時間対応

重大事態への対処チャート

重大事態の発生

- いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校

報告

教育委員会

- 「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」等へ発生報告
- 調査の主体を判断する

報告

市長

学校が主体で調査

教育委員会が主体で調査

いじめ防止対策委員会

〔各学校に設置〕

<構成員>

- 当該学校の複数の教職員・心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者・その他の関係者等

枚方市学校いじめ対策審議会

〔教育委員会に設置〕

<構成員>

- 弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等
- ※利害関係を持たない第三者

調査結果の報告

教育委員会

調査結果の報告

市長

報告

議会

必要があると認めた場合

枚方市いじめ問題再調査委員会

〔市長のもとに設置〕

<構成員>

- 弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等
- ※利害関係を持たない第三者

再調査

調査結果の報告